

見積書提出依頼

令和5年3月22日

件 名	令和5年度漢那・金武ダム水槽維持保守作業
数 量 等	別冊「仕様書」のとおり
履 行 期 限	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
見 積 書 提 出 期 限	令和5年3月29日 13時30分（契約日：令和5年4月3日）
見 積 書 提 出 先 （ 担 当 窓 口 ）	北部ダム統合管理事務所 総務課 経理係 e-Mail：misuzu.shimabukuro.n4f@ogb.cao.go.jp TEL：0980-53-2442 FAX：0980-53-2443
留意事項	- 別添『オープンカウンター方式試行要領』熟読のうえ、見積書を作成して下さい。 - 質問書及び見積書は、上記担当窓口へe-Mailで提出してください。（FAX等により提出する場合は、事前にご連絡ください。） - 質問受付・回答期間は下記のとおりとし、質問者へはメールで回答し、回答書は期間内、総務課において閲覧に付します。 令和5年3月22日(水)から 令和5年3月29日(水)まで - 見積書は任意様式としますが、下記についてご留意下さい。 ・提出日、上記件名を記載して下さい。 ・見積書に記載する宛名は、「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所長 宮城 一正」として下さい。 ・押印不要とします。ただし、会社名、代表者役職名及び氏名に加え、『本件責任者及び担当者(会社名・部署名・氏名)』及び連絡先を必ず記載してください。（※確認のため、記載連絡先には、必要に応じて、こちらからご連絡させていただく場合があります。） ・見積金額については仕様書に明示された予定数量に対する総価を記載してください。（単価についても記載して下さい。） ・見積書金額に消費税及び地方消費税相当額(10%)を加算した金額までを記載して下さい。なお、1円未満の端数がある場合は切り捨てることとします。 - 結果通知は、契約の相手方として決定された者にのみ、期日以降、両日中をメドに電話でお知らせします。（決定されなかった者への連絡は行いません。結果を確認したい場合は、別途、総務課窓口において結果公表を行っていますので、来庁のうえご確認ください。） - 契約金額が50万円を超える場合は、請書の提出が必要です。 - 完了払いとします。 - 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件

- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の購入
- ・予定価格50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

令和５年度漢那・金武ダム水槽維持保守作業 仕様書

(適用)

第１条 本仕様書は、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所が発注する「令和５年度漢那・金武ダム水槽維持保守作業」（以下「本作業」という。）に適用する。

(目的)

第２条 本作業は、ダム管理施設に設けている水槽の維持保守作業を行うものである。

(履行期間)

第３条 本作業の履行期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日とする。

(履行場所)

第４条 本作業の履行場所は、以下のとおりとする。
漢那ダム管理支所、金武ダム管理支所

(対象設備)

第５条 本作業における対象水槽は【別紙１】の「水槽仕様」に示すとおりとする。

(履行内容)

第６条 本作業の内容は、ダムの水質監視、利用の促進及び環境教育等のため、漢那ダム資料室内に設置してある生態水槽と漢那ダム管理支所及び金武ダム管理支所に設置してあるテロ監視用水槽の維持管理に必要な保守等を行うものである。具体的内容は下記のとおりとする。

１．保守点検清掃作業

① 漢那ダム資料室内生態水槽

総点検	定期点検	その他
１回／年(計：１回実施)	１回／月(計：１２回実施)	
・ 砂利、水槽内(擬岩等)の洗浄 ・ 循環器点検、調整 ・ 施設全体を点検し、不具合箇所、改良提案の整理をし、報告する。 ・ 水質の確認・調整 ・ 濾過器の逆洗 ・ その他	・ 壁(ガラス)面の清掃 ・ 水量の点検、補充 ・ 器具(エアポンプ等)の点検、調整 ・ 魚の状態確認 ・ 照明の点検 ・ 水温の確認 ・ その他	・ 海水の全入替は、１回以上行う。 ・ 海水・淡水共に状況に応じ、一部入替を行う。

- ② 漢那ダム管理支所水質監視用水槽 (30×60×35) cm
L W H
- ③ 金武ダム管理支所水質監視用水槽 (30×60×46) cm
L W H

定期点検
1 回／月(計：12 回実施)
① 濾過器の点検・洗浄 (濾過シートの交換は適宜) ② 壁(ガラス)面の清掃 ③ 器具(エアポンプ等)の点検、調整 ④ 水質の確認検査 (亜硝酸濃度、pH、水温) ⑤ 金魚の状態確認

定期点検
2 回／月(計：24 回実施)
① 濾過器の点検・洗浄 (濾過シートの交換は適宜) ② 壁(ガラス)面の清掃 ③ 器具(エアポンプ等)の点検、調整 ④ 水質の確認検査 (亜硝酸濃度、pH、水温) ⑤ 金魚の状態確認 ⑥ 水循環設備点検

2. 金魚、餌等の補充

金魚、えさ及び消耗品については次のとおり納入するものとする。
 納品時期については4月とし、数量については担当職員の確認を行うこと。なお、えさ及び消耗品の種類、規格等についてはカタログ資料等を提示して担当職員の承諾を得るものとする。

1) 金魚、餌等の補充

納品場所：漢那ダム管理支所および金武ダム管理支所

- ・金魚(アネアカ：体長 4cm 程度)：担当職員が指示する場所
- ・えさ(フレークタイプ 180g/個)：8 缶
- ・えさ(鯉の餌大袋 400g/個)：2 5 袋
- ・えさ(海水魚の餌 80g/個)：6 缶
- ・えさ(海水魚の餌 植物食性海水魚用 50g/個)：6 缶
- ・えさ(メダカのエサ産卵・繁殖用 130g/個)：2 袋

金魚は、事前に個体の健康状態を確認し、健全な個体を選定して補充すること。補充後、1 週間以内に個体に異常が確認された場合は、健全な個体と交換するものとする。但し、受注者の責によらないものについてはこの限りではない。

金魚の年間補充数量としては、各支所 3 0 匹を想定している。

3. その他

- 1) 魚類の病気等が発見された場合は担当職員に報告するものとする。
- 2) 本作業は、土・日・祝日を除く平日に行うものとし、やむを得ない場合は、休日作業届けを事前に提出すること。なお、総点検は平日に実施するものとし、作業日は担当職員と調整するものとする。
- 3) 本作業の実施にあたっては、周辺機器・機材の取り扱いには細心の注意を払い、万一破損等が生じた場合には、受注者の責任をもって現状復旧するものとする。
- 4) 資料室水槽前のステージ床の取り外しは、電気配線があるので細心の注意を払い、一破損等が生じた場合には、受注者の責任をもって現状復旧するものとする
- 5) 本作業にあたっては、一般見学者の支障とならないよう配慮すること。
- 6) 本作業の実施にあたっては、水槽内の生物に十分注意を払うものとし万一死傷させた場合は受注者の責任により現状と同程度の生物を補充しなければなら

ない。なお、補充の際は担当職員に確認を得なければならない。

(履行確認)

第7条 本作業完了後、下記のとおり担当職員の確認を受けるものとする。

1. 【別紙2】の点検表に記入の上、点検後は1週間以内に提出するものとする。
(やむを得ない場合はメール・FAX等で提出し、後日提出するものとする。)
2. 点検報告の際には、点検状況写真(実施前・中・後)を添付するものとする。
3. 問題箇所を発見した場合は、確認しやすい写真・図面を添付の上報告すること。

(契約変更)

第8条 本作業の内容は「本仕様書」のとおりとするが、金魚数量、えさの数量、種類、点検回数、点検内容等変更の必要が生じた場合は発注者・受注者協議により契約変更の対象とすることができる。

(支払条件)

第9条 支払の請求は、第7条による最終の履行確認後、適法な請求書により行い、当局は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払いをする。

(受託者の責務)

第10条 1. 本業務を実施するにあたって、【別紙3】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

2. 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

水槽仕様

■展示水槽

水槽設置箇所	漢那ダム資料室					
水槽番号	①漢那資-1	②漢那資-2	③漢那資-3	④漢那資-4	⑤漢那資-5	⑥漢那資-6
寸法	2000×(800~1200)×1500	2500×800×1500	2000×(800~1200~800)×1500	2500×800×1500	2500×800×1500	φ1200×1000
濾過装置	塩ビ製密閉式濾過槽(1台)	塩ビ製密閉式濾過槽(1台)	塩ビ製密閉式濾過槽(2台)	塩ビ製密閉式濾過槽(2台)	塩ビ製密閉式濾過槽(2台)	開放式変形濾過槽(1台)
冷却器	加熱冷却(冷凍機、加熱器)	加熱冷却(冷凍機、加熱器)	加熱冷却(冷凍機、加熱器)	加熱冷却(冷凍機、加熱器)	加熱冷却(冷凍機、加熱器)	加熱冷却(冷凍機、加熱器)
エアポンプ	- (漢那資-4より分岐)	○ (漢那資-5と兼用)	○	○	○	-
照 明	LED22W×4基	LED22W×4基	LED22W×4基	LED22W×4基	LED22W×4基	FL20W×4台
台 数	1台	1台	1台	1台	1台	1台
備考	上流域(湿性地域)水槽 	貯水池流入域水槽 	貯水池水槽 	汽水域水槽 	海水域水槽 	円柱水槽 

■水質監視用水槽

水槽設置箇所	漢那ダム管理支所	金武ダム管理支所
水槽番号	⑦漢那-1	⑧金武-1
寸法	600×300×650	600×300×460
濾過装置	上部濾過式	下層濾過式
冷却器	-	-
エアポンプ	○	-
照 明	-	-
台 数	1台	1台
備考	水質監視用 	水質監視用 

確認欄	主任担当員	担当員	管理技術員	作業員

令和5年度漢那・金武ダム水槽維持保守作業 点検表

【所見】

■〇月点検:漢那ダム【実施: 年 月 日】

① 上流域水槽			② 貯水池流入域水槽			③ 貯水域水槽			④ 汽水域水槽		
項目	点検結果	備考	項目	点検結果	備考	項目	点検結果	備考	項目	点検結果	備考
水替え 水たし			水替え 水たし			水替え 水たし			水替え 水たし		
ガラス面苔落とし掃除			ガラス面苔落とし掃除			ガラス面苔落とし掃除			ガラス面苔落とし掃除		
照明の点検			照明の点検			照明の点検			照明の点検		
ポンプの点検			ポンプの点検			ポンプの点検			ポンプの点検		
冷熱機点検			冷熱機点検			冷熱機点検			冷熱機点検		
濾過器の作動点検			濾過器の作動点検			濾過器の作動点検			濾過器の作動点検		
配管、電気系点検			配管、電気系点検			配管、電気系点検			配管、電気系点検		
病気等（確認日、個体数）			病気等（確認日、個体数）			病気等（確認日、個体数）			病気等（確認日、個体数）		
水漏れ、ヒビ等点検			水漏れ、ヒビ等点検			水漏れ、ヒビ等点検			水漏れ、ヒビ等点検		
水温（設備表示）			水温（設備表示）			水温（設備表示）			水温（設備表示）		
⑤ 海水域水槽			⑥ 円柱水槽			⑦ 水質監視用水槽					
項目	点検結果	備考	項目	点検結果	備考	項目	点検結果	備考			
水替え 水たし			水替え 水たし			水替え 水たし					
ガラス面苔落とし掃除			ガラス面苔落とし掃除			ガラス面苔落とし掃除					
照明の点検			照明の点検			ポンプの点検					
ポンプの点検			ポンプの点検			濾過器の作動点検					
冷熱機の点検			冷熱機の点検			配管、電気系点検					
濾過器の作動点検			濾過器の作動点検			病気等（確認日、個体数）					
配管、電気系点検			配管、電気系点検			水漏れ、ヒビ等点検					
病気等（確認日、個体数）			病気等（確認日、個体数）			水温（設備表示）					
水漏れ、ヒビ等点検			水漏れ、ヒビ等点検			ろ過シーートの交換					
水温（設備表示）			水温（設備表示）								

■〇月点検:金武ダム【実施:第1回 年 月 日】【第2回 年 月 日】

⑧ 水質監視用水槽（第1回）			⑧ 水質監視用水槽（第2回）		
項目	点検結果	備考	項目	点検結果	備考
水替え 水たし			水替え 水たし		
ガラス面苔落とし掃除			ガラス面苔落とし掃除		
濾過器の作動点検			濾過器の作動点検		
水循環設備点検			水循環設備点検		
配管、電気系点検			配管、電気系点検		
病気等（確認日、個体数）			病気等（確認日、個体数）		
水漏れ、ヒビ等点検			水漏れ、ヒビ等点検		
水温（設備表示）			水温（設備表示）		
ろ過シーートの交換			ろ過シーートの交換		

■餌の納品、在庫確認

■金魚補充

漢那ダム 餌の納品、在庫確認			各ダム水質監視用水槽（金魚補充）		
項目	点検結果	備考	項目	点検結果：（ ）は累計	備考
餌の納品（日付、数量）			漢那ダム（常時１０匹）	（ ）	計３０匹
餌の在庫			金武ダム（常時１０匹）	（ ）	計３０匹

■漢那ダム総点検

（1回／年）【実施: 年 月 日】

項目	点検結果	備考
砂利・水槽内（擬岩等）の清掃		
循環器点検、調整		
施設全体を点検し、不具合箇所、改良提案の整理・報告		
水質の確認・調整		
濾過器の逆洗		

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

平成 21 年 6 月 9 日
改正 平成 21 年 9 月 10 日
平成 23 年 4 月 20 日
平成 24 年 12 月 25 日
最終改正 平成 29 年 12 月 21 日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第 1 条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第 2 条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条第 2 号から第 7 号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

＜参考＞予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第 3 条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第 70 条及び第 71 条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成 13 年 1 月 6 日付け国官会第 22 号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認めた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者
ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

注）FAXの見積書提出において、最低価格（売払いの場合は最高価格。以下「最低価格」という。）の見積業者以外の業者が見積書の正を提出せず、見積書の正の提出者が最低価格の業者のみとなった場合は、見積書の正を提出した業者を契約の相手方とする。

なお、見積書の正が提出されなかったFAXの見積書については、別途保管し証拠書類には添付しない。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

＜予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。）第4条参照＞

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

- 2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。
- 3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。